

2020年3月30日

アストモスリテイリング株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うガス料金の特別措置について

アストモスリテイリングでは、政府の「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」、または「総合支援金」の特例貸付の適用を受けたお客様に対してガス料金の支払いに関する特別措置を実施いたします。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度における「緊急小口資金」、「総合支援金」の特例貸付を受けたお客様で、当社に対してお申し出いただいた場合に適用します。

2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客様の2020年3月(支払い期限日が4月1日以降となるものに限ります)、4月、5月検針分の各ガス料金の支払い期限日をそれぞれ1ヶ月間延長致します。

3. 特別措置のお申込み方法

アストモスリテイリングの各カンパニー各営業所までお電話にてお申込みください。

4. 受付開始日

2020年3月30日(月)